

2021年2月10日 全9頁

2021年以降の制度改革予定（企業会計編）

金融調査部 研究員 藤野大輝
研究員 斎藤 航

[要約]

- 2021年以降も様々な制度改革が予定されている。本稿では、そのうち企業会計に関連する主な動きをまとめ、特に重要だと考えられるものについて、簡単な解説を加えた。
- 2021年3月31日以後に終了する事業年度からは、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用が開始される。また、監査上の主要な検討事項（KAM）を監査報告書に記載することが求められるようになる。
- 2021年4月1日以後に開始する事業年度からは、「時価の算定に関する会計基準」の適用が開始され、金融商品等のレベル別開示が求められる。また、「収益認識に関する会計基準」の適用も開始され、収益認識が5つのステップで行われるようになる。
- そのほか、すべてのリースについてのオンバランスを求める「リースに関する会計基準」の開発に向けた審議や、予想損失モデルに基づく金融資産の減損を求める「金融商品に関する会計基準」の開発に向けた審議が継続して行われることとなっている。

はじめに

2021年以降も様々な制度改革が予定されている。

本稿では、そのうち企業会計を巡る主な動きをまとめ、特に重要だと考えられるものについて、簡単な解説を加えた。

なお、内容や実施時期などについては、予定ベース、予想ベースのものが含まれていることを、あらかじめお断りしておく。

1. 2021年以降の制度改正（企業会計関連）

2021年以降に予定／予想（一部は施行済み）される主な制度改正のうち、主に企業会計に関連する事項を年表形式でまとめたものが次の図表である。

図表1 主な制度改正の見通し（企業会計関連）

時期	事項	
	施行、適用	改正の動き
2021年		
1月		<ul style="list-style-type: none"> ◇「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」の策定・公表 ◇「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」の公表
3月頃		<ul style="list-style-type: none"> ◇金融商品取引法上の「電子記録移転権利」に関する発行・保有等に係る会計上の取扱いに関する公開草案の公表（予定） ◇「収益認識に関する会計基準の適用指針」＜電気事業等における検針日基準＞の策定・公表（予定） ◇連結納税制度の見直し（グループ通算制度の導入）に対する実務対応報告公開草案の公表（予定）
3月31日以後に終了する事業年度（注）	<ul style="list-style-type: none"> ◇「会計上の見積りの開示に関する会計基準」適用開始＜「見積りの不確実性の発生要因」に係る注記情報の充実＞ ⇒2（1） ◇「監査上の主要な検討事項（KAM）」適用開始＜監査報告書へ監査人が特に重要であると判断した事項を記載＞ ⇒2（2） 	
4月1日以後に開始する事業年度（注）	<ul style="list-style-type: none"> ◇「時価の算定に関する会計基準」等適用開始＜金融商品などのレベル別の時価算定＞ ⇒2（3） ◇「収益認識に関する会計基準」等適用開始＜5ステップでの収益の認識を行う＞ ⇒2（4） 	
4月頃		<ul style="list-style-type: none"> ◇「時価の算定に関する会計基準の適用指針」＜投資信託などの時価の取扱い＞の策定・公表（予定） ⇒2（3）

時期	事項	
	施行、適用	改正の動き
～継続		<p>◇「リースに関する会計基準」<すべてのリースについてオンバランス>の開発に向けた審議（開発目標時期は未定） ⇒2（5）</p> <p>◇「金融商品に関する会計基準」<予想損失モデルに基づく金融資産の減損>の開発に向けた審議（開発目標時期は未定） ⇒2（6）</p> <p>◇税効果会計に関する指針（開発目標時期は未定）</p> <p>◇連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について検討（開発目標時期は未定）</p> <p>◇資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて論点整理を公表予定</p>

【凡例】

（予定）・・・実施・とりまとめなどの「予定」について、公表、発言、報道などがあるもの

太字・・・「2. 事項解説」で取り上げている項目

～〇月・・・〇月まで

（注）例えば、「2021年3月31日以後に終了する事業年度」と「2020年4月1日以後に開始する事業年度」は同じに見えるが、設立したばかりで事業年度が1年未満の企業（例えば2020年6月設立、同年12月に決算）について、前者は適用されないが後者は適用される場合など、一定の違いがある点には注意が必要である。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

2. 事項解説

（1）会計上の見積りの開示に関する会計基準

2020年3月31日に「会計上の見積りの開示に関する会計基準」が公表された。会計上の見積りとは、「資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出すること」であるが、この見積りの方法や基礎となる情報の入手可能性は様々であり、財務諸表に計上する金額の不確実性の程度も様々となる。

そのため、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目（有利・不利となる場合の双方が含まれる）における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することが求められることとなった。

具体的には、以下のようなポイントを踏まえた開示が求められる。

- ①まず、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、金額の大きさ及びその発生可能性を総合的に勘案して翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別する（数値規準などは定めていない）
- ②識別した項目について、本会計基準に基づいて識別した会計上の見積りの内容を表す項目名、当年度の財務諸表に計上した金額、会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報を注記する
- ③識別した項目が複数ある場合には、それらの項目名は単一の注記として記載する
- ④会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報としては、当年度の財務諸表に計上した金額についての算出方法、算出に用いた主要な仮定、翌年度の財務諸表に与える影響などがある（開示の詳細さは企業ごとに判断する）

会計上の見積りの開示に関する会計基準は、2021年3月31日以後に終了する連結会計年度・事業年度から適用される（早期適用も可能）。

（２） 監査上の主要な検討事項（KAM）

2018年7月5日に金融庁の企業会計審議会から「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、監査報告書において「監査上の主要な検討事項」（KAM：Key Audit Matters）の記載が求められることとなった。

KAMとは、当事業年度の財務諸表の監査において特に重要であると判断した事項のことを指す。これを記載することによって、監査の信頼性向上、財務諸表利用者による深い理解、経営者との対話促進、監査人と監査役・経営者とのコミュニケーションの充実につながると考えられている。

このKAMの記載に関しては以下のようなポイントに注意する必要がある。

- ①KAMの開示対象：金融商品取引法に基づいて開示を行っている企業（非上場企業のうち資本金5億円未満または売上高10億円未満、かつ負債総額200億円未満の企業は除く）の連結財務諸表及び個別財務諸表の金融商品取引法に基づく監査（会社法監査には適用しない）
- ②KAM 特定のプロセス：監査人が監査の過程で特に注意を払った事項（特別な検討を必要とするリスクまたは重要な虚偽表示のリスクが高いと評価された領域など）を決定し、その中でも当該企業に対する監査における相対的な重要性に基づいてKAMを特定する
- ③開示内容：KAMの内容、監査人がKAMであると決定した理由、監査における監査人の対応をそれぞれ記載することが求められる
- ④KAMの記載において企業の未公表情報に言及する必要がある場合、監査人は経営者に対して追加の情報開示を促すとともに、必要に応じて監査役等と協議を行うことが適切である

KAMは2021年3月31日以後に終了する事業年度に係る監査から適用される。なお、早期適用をすることも可能とされており、2020年3月期決算ですでに40社以上がKAMを記載している。

(3) 時価の算定に関する会計基準

2019年7月4日に「時価の算定に関する会計基準」等が公表された。金融商品、トレーディング目的の棚卸資産の時価の算定に関して明確化した基準であり、主な内容としては、次の通りである。

- ①時価の定義の見直し：市場参加者間の秩序ある取引（強制された清算取引や投売りを除く）による、出口価格とする（ただし、仲値の利用の余地あり）
- ②期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を時価とすることは認めない
- ③一定の場合には特定の市場リスクなどに関して金融資産及び金融負債を相殺した後のネットの資産・負債を基礎として、グループ単位での時価の算定が可能
- ④時価の算定に当たっては、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にし、状況に応じて、十分なデータが利用できる評価技法（マーケット・アプローチ、インカム・アプローチなど）を用いる
- ⑤インプットは検証可能性や客観性によってレベル1～レベル3に分けられており、時価の算定において重要な影響を与えるインプットが属するレベルに応じて、その時価をレベル1～レベル3の時価に分類する（複数のレベルのインプットが重要な影響を与える場合は、優先順位が最も低いレベルに当該時価を分類する）
- ⑥第三者から入手した相場価格の利用も可能であり、また、一定の場合には第三者から入手した相場価格を時価とみなすことができる
- ⑦市場価格のない株式等については、取得原価をもって貸借対照表価額とする
- ⑧財務諸表において、新たに金融商品を時価のレベル別に分類し、詳細な注記が求められる

時価の算定に関する会計基準等は、2021年4月1日以後に開始する連結会計年度・事業年度から適用される（早期適用も可能）。

また、経過措置として、適用初年度における会計方針の変更に関する取扱いが規定されているほか、投資信託、REIT（不動産投資信託）、組合への出資の時価の算定については、上記規定とは別に1年の検討期間が設けられ、その間は従来の取扱いをすることとされた。

投資信託等の取扱いに関して、2021年1月18日に「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」が公表された。当案において、投資信託の時価の算定については、投資信託に市場取引価格がある、もしくは重要な解約等の制限がなければ、取引価格や基準価額を時価とし、レベル別

の開示を行うこととされた。一方、重要な解約等の制限がある場合において、投資信託の財務諸表が IFRS などに従って作成されているといった一定の要件を満たす場合は、基準価額を時価とし、レベル別開示を行わない例外的な取扱いをすることを可能とした。

当案については 2021 年 3 月 18 日まで意見募集を行っており、その後、策定、公表され、2022 年 3 月 31 日以後に終了する連結会計年度・事業年度から適用されることが予定されている（早期適用も可能）。

(主な関連レポート等)

[吉井一洋「金融商品の時価の算定方法、見直し」\(2019年7月8日、大和総研レポート\)](#)

[斎藤航、藤野大輝「金融商品等の時価のレベル別開示が求められる」\(2020年7月27日、大和総研レポート\)](#)

(4) 収益認識に関する会計基準

2018 年 3 月 30 日に「収益認識に関する会計基準」等が公表され、その後、表示や注記に関する規定について改正した基準が 2020 年 3 月 31 日に公表された。

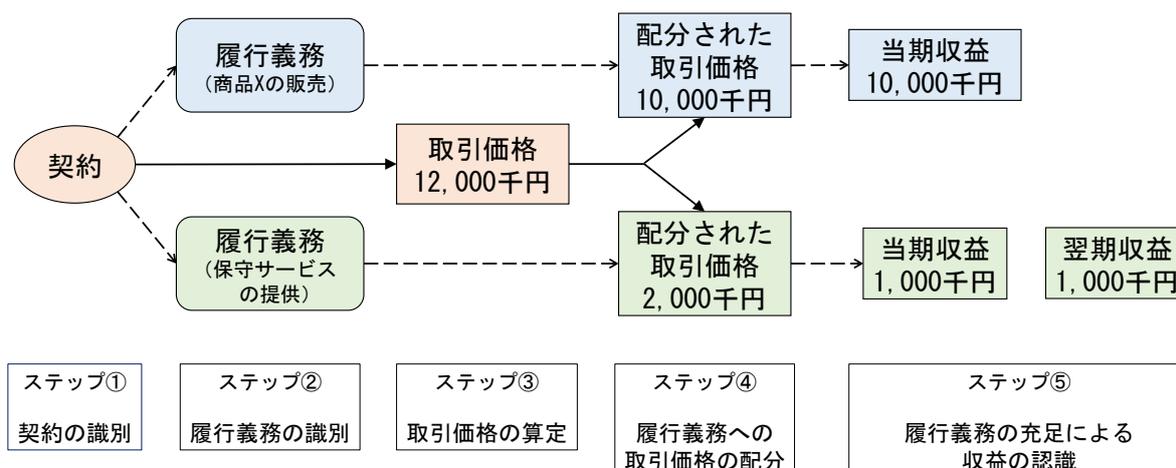
収益認識に関する会計基準は、企業が通常の営業活動において、顧客との契約によって生じた収益を認識する際の会計処理を明確化することを目的としている。具体的には、以下の 5 つのステップに従って、順に会計処理を行うことが求められる。

- ①契約の識別：対象となる契約の内容・範囲を特定する
- ②履行義務の識別：①で識別した契約の中から、履行義務（顧客との契約において、別個の、または一連の別個の財・サービスを顧客に移転する約束）をいくつ認識するかを決定する
- ③取引価格の算定：契約に関して、財・サービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込む対価の額（ただし、第三者のために回収する額を除く）を算定する
- ④履行義務への取引価格の配分：③で算定した取引価格を②で識別した履行義務に対して、独立販売価格の比率に基づいて配分する
- ⑤履行義務の充足による収益の認識：履行義務の充足（財・サービスの顧客への移転）に従って、配分された取引価格に基づき、収益を認識する（履行義務の充足、収益の認識は一定の期間にわたってまたは一時点で行われる）

例えば、以下のような契約の場合には、図表 1 のように会計処理を行うこととなる。

- ・ 当期首に顧客に対し、商品 X の販売と 2 年間の保守サービスを提供する契約を締結した
- ・ 当社は顧客に商品 X を引き渡し、当期首から翌期末まで保守サービスを行う
- ・ 契約書に記載された対価の額は 12,000 千円である

図表1 ステップに基づく収益認識に関する会計処理の例



(出所) ASBJ『収益認識に関する会計基準の適用指針』の設例(2018年会計基準、2020年改正会計基準で共通)より大和総研作成

収益認識に関する会計基準は2021年4月1日以後に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用される(早期適用も可能、一部経過措置あり)。

(主な関連レポート等)

[藤野大輝「収益認識会計基準における表示・注記」\(2020年4月16日、大和総研レポート\)](#)

(5) リースに関する会計基準

リースに関して、わが国では中途解約の可否などによって、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類し、ファイナンス・リースはオンバランス、オペレーティング・リースはオフバランスをするという会計処理を行っている。

一方、国際会計基準であるIFRS第16号「リース」ではファイナンス・リース、オペレーティング・リースといったリースの区分を廃止し、原則としてすべての使用权資産とリース負債をオンバランスすることとなっている。米国基準(Topic 842)でも、ファイナンス・リース、オペレーティング・リースという区分はあるものの、原則としてすべての使用权資産とリース負債をオンバランスすることには違いない。

こうした状況を受け、わが国でもすべてのリース取引をオンバランスすることの検討が行われ、2019年3月にすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に着手することを決定した。2020年2月には、開発に関する基本的な方針の提案と論点の提示が行われ、足元では以下のような各論点について審議が行われている。

- ・リースの貸手の会計処理
- ・リースの定義及び所有権移転ファイナンス・リースの取扱い

- ・リース期間の決定（延長オプションがある場合の比較可能性を担保する方策を含む）
- ・リースの識別
- ・サブリースの取扱い
- ・セール・アンド・リースバック取引の取扱い

なお、リースの会計処理に関する新たな会計基準の開発の目標時期は未定である。

（主な関連レポート等）

[藤野大輝「リース取引はすべてオンバランスへ」（2019年3月29日）](#)

（6）金融商品に関する会計基準

2018年8月にASBJは金融商品に関する会計基準について、国際的に整合性のあるものとするを図り、「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」を行った。この意見募集と審議の結果、ASBJは2019年10月に、金融商品に関する会計基準の中でも、特に優先すべき事項として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に着手することを決定した。

現状では、日本基準においては債権について債務者の状況に応じた債権区分に基づき貸倒見積高などを算定することとなっているが、IFRS第9号においては、12カ月または全期間の予想信用損失を認識する。また、米国基準においても、全期間の予想信用損失を認識する。こうした予想信用損失モデルの導入に当たって、以下のような論点で検討が行われるものと考えられる。

- ①国際的整合性：基本的にIFRSとすることが考えられるが、予想信用損失を認識するアプローチがIFRSと米国基準で異なる
- ②将来的な情報の利用：国際的な会計基準では、合理的で裏付け可能な将来予測的なマクロ経済情報や業種情報等、すべての関連性のある信用情報を織り込まなければならないが、現行の実務からするとこうした処理は一般的ではないものと考えられるため、将来的な情報をどう反映するかを検討が求められる
- ③中小規模の金融機関への対応：簡便的な手法等の必要性に関する検討が求められる
- ④連結財務諸表と個別財務諸表で同一の扱いにするか

予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発については、上記の開発への着手決定以降、審議が行われておらず、開発の目標時期は未定となっている。

また、上記のうち、②の将来的な情報の利用に関しては、2019年12月に金融庁が「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」を策定、金融検査マニュアルを廃止し、廃止後は、特に貸倒引当金について、足元・将来のリスク情報も反映することを評価すると

という方針が示された。金融機関としては、会計基準の開発の動向と併せて、将来的な情報を利用したフォワードルッキングな引当が求められることとなると考えられる。

(主な関連レポート等)

[藤野大輝「金融検査マニュアル廃止後の対応」\(2020年2月19日、大和総研レポート\)](#)

[坂口純也「企業の再生支援を後押しする金融検査マニュアルの廃止」\(2020年5月12日、大和総研レポート\)](#)

[藤野大輝「フォワードルッキングな引当の導入は広がるのか」\(2020年7月20日、大和総研コラム\)](#)